

令和 6 年

議会運営委員会記録

令和 6 年 7 月 1 1 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年7月11日（木曜日）
午前 9時00分 開会 午後 0時15分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員
副 議 長	小 嶋 智 子 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員
委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議員	委 員 外 議 員	吉 田 活 世 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課統括主査	岩 瀬 美 保
主 任	小 林 厳	主 任	本 間 修

◇本日の会議に付した案件

特定事件7 議会だよりの編集、作成について
特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について
特定事件9 その他議会運営に関することについて
議会報告会について

午前 9時00分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして議会報告会についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

お手元に和光市議会だよりナンバー125の原稿を配付しております。

2回の編集事前打合せを経ました掲載内容について事務局から全ページ一括して説明を願います。

岩瀬議事課統括主査。

○岩瀬議事課統括主査 お手元の資料を御覧ください。

A3サイズの原稿は、第1回の編集事前打合せで掲載を決め、第2回の編集事前打合せで追加修正となった箇所が反映されたものとなっております。この原稿から紙面の構成と編集業者へ修正の指示が必要となる箇所について、表紙から最終ページまで通して説明いたします。

なお、お手元のA4サイズ、カラーの原稿は色見本となりますので、よろしくお願いいたします。

まず7ページ、表紙について説明いたします。

表紙の構成は、特集として6月定例会の主な議案、新議長を選出、議会運営委員会が新たなメンバーに、議会体験会を開催しましたとなっております。議会体験会の一番下の写真を差し替え、また、議長選挙の写真は投票の様子と開票の様子の2枚を掲載しております。

修正箇所について説明いたします。

諮問第1号について、人権擁護委員とすべきところ、人権擁護員と表記していたため、3か所、人権擁護委員に修正いたします。

また、見出しを人権擁護委員が決まりましたとしていましたが、人権擁護委員が決定するのは先になりますので、人権擁護委員を承認しましたと修正します。

表紙については以上です。

次に、8ページについて説明いたします。

8 ページの構成は、6 月定例会での一般質問で、各議員が取り上げた問いとそれに関する執行部の回答、そのほかに質問した内容が掲載されています。

修正箇所について説明いたします。

1 か所目は、齋藤幸子議員のその他の質問中、クーリングシelterの後にスペースが入ってしまいましたので、スペースを削除するよう指示いたします。

2 か所目は、伊藤妙子議員の質問中、猫の捕獲器に漢字の誤りがありましたので、機械の「機」を「器」のほうに修正いたします。

8 ページについては以上です。

次に、9 ページについて説明いたします。

9 ページの構成は、一般質問、トピックスとしてDX推進研修を開催、予告、議会報告会を開催予定、常任委員会の審査になります。一般質問、用語解説は、前回の打合せで決めたクーリングシelter、減歩率、求償を掲載しております。常任委員会の審査では、委員会ごとに写真を掲載しております。

修正箇所について説明いたします。

1 か所目は、常任委員会の審査、総務環境常任委員会の答えの本文中、失格基準価格については「つ」が抜けておりましたので、修正いたします。

2 か所目は、同じく総務環境常任委員会の今定例会ではから始まる文章中、議案2件との後ろの読点を削除いたします。

9 ページについては以上です。

次に、10 ページについて説明いたします。

ページの構成は、議案等の採決結果、令和5年度政務活動費収支報告状況をお知らせします、9 月定例会の開催予定、聴覚・視覚障害のある皆様へ、定例会・臨時会の審議結果です。

修正箇所について説明いたします。

1 か所目は、議案等の採決結果の表中、陳情第1号と決議案第3号の丸バツの大きさがほかより少し大きいため、ほかとそろえるよう指示いたします。

2 か所目は、受理した報告及び全議員が賛成した議案・陳情のうち、諮問第1号について7 ページ同様、「人権擁護員」を「人権擁護委員」と修正します。

10 ページについては以上です。

全ページの紙面の構成及び修正箇所に関する説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 事務局の説明が終了しました。

ただいまの説明に御意見ございますか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 一般質問の8 ページの私のところを、私からのお願いで多頭飼育の1 行目の質問の多頭飼育の対応とという後の点を取っていただくようお願いしたんですけれども、もう一度読み返して内容を確認しましたら、やはり点が必要で、点をもう一度入れていただきました。

いんですが、申し訳ありません。

○吉田武司委員長 多頭飼育の対応とで点を入れるんですか。

入れないほうがいいんじゃないですか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 それがですね、実は、対応をまず市に答えていただくのに、市が今までどういう対応をしてきたかということと、あと、その後の文章が、多頭飼育の解決のために適正なこの対応というようにつながるので、むしろ解決のための後の点を取って、こちらの文章とつなげたいぐらいなので、分かりにくい文章で申し訳ありませんが、お願いいたします。

○吉田武司委員長 今のところで、対応とで点を入れるというところで、よろしいですか。

〔「次の点は打たなくていいんですか」という声あり〕

伊藤委員。

〔「対応ににしてみたら」という声あり〕

○伊藤妙子委員 答えのほうでも、実際多頭飼育現場でも、確認されましたというところで、1つ答えになっているんですね。今後の解決のために適正な活動をというふうにつながるんです。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 点のところを、解決のため「の」に変えるとか、ため「に」に変えるとか、何か文字にするというのはどうですか。「に」か「の」か何か。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 「解決のための」でお願いいたします。ありがとうございます。

○吉田武司委員長 それでは、伊藤委員の申出については、議会事務局のほうでもう一度精査して変更していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

安保議長。

○安保友博議長 一般質問の渡邊竜幸議員のところ、求償の米印3というのが市長のところについているんですけども、質問のところ、最初に出てきているので、この米印3は質問の最初のところにつけていただくということが1つと、あと、一般質問の用語解説で、この求償の定義というのはどこから持ってきたのか分からないので説明として不十分かなと思っていて、求償というのは、やり取りをしている二者間とは別の第三者、つまり加害者に対して、その損害を請求することというのが私の理解なんですけれども、この書き方だと意味が分かりにくいかなというのがあったんで、その辺の精査をしていただければと思います。

○吉田武司委員長 事務局で今のところは、まず、渡邊議員のところの米印の3が質問のところに移るところ、あとは、求償に対しての意味がこれだと分かりづらいということで、損害賠償請求についての求償というところで、その説明を詳しく載せるということによろしいですか、議長。損害賠償請求があつて、そこに対しての求償を求めるという意味だと思うので、求償権だったら分かりやすいですね。求償でいいですか。

安保議長。

○安保友博議長 求償はいいんですけれども、その用語の説明のところ。

○吉田武司委員長 用語の説明のところで、その求償権のところの損害賠償に対する求償を求められるという説明を詳しく書けというところですね。

安保議長。

○安保友博議長 そうです。請求者と損害賠償の求償というのは、第三者としての加害者に対して償還を求めること。

○吉田武司委員長 これだって違法行為によってというところで分かりづらいところですよ。安保議長。

○安保友博議長 すみません、もう一回言いますと、求償というのは、請求者が市に対して請求をされて、市がそれを立替えて支払ったんですけれども、実際その求償というのは、第三者と、その二者間から見れば第三者としての本来の加害者に対して請求をすること、賠償を求めることなので、その旨を明示していただければということです。

○吉田武司委員長 岩瀬議事課統括主査。

○岩瀬議事課統括主査 後ほど精査して修正させていただきます。

○吉田武司委員長 それでは、今、安保議長から御指摘をいただきました一般質問用語解説の3のところの求償の内容については、委員長に一任していただければ、後ほど事務局と精査して載せていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、この件について委員長に一任ということで了承をいただきまして、ありがとうございました。

萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 すみません、私の一般質問の答弁がなぜか削られていて、ちょっと何の連絡も受けていないので、後で事務局に相談させてください。

○吉田武司委員長 今、萩原委員外議員から御指摘をいただきました。これについては事務局は内容としてはいかがでしょうか。

岩瀬議事課統括主査。

○岩瀬議事課統括主査 一応、企画部長に答弁の修正があればお願いしますということで依頼をさせていただいて、その回答を受けて修正をした内容になっておりますので、後ほど御相談させていただきます。

○吉田武司委員長 萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 私は何の連絡も受けていないので、また後で相談させてください。

○吉田武司委員長 今の件については、先日の打合せのときに答弁を執行部に確認をして、変更になるということは皆さんに御了承をいただいていたかなと思っていますけれども、それを萩原委員外議員に伝えていなかったのかなと思いますので、その辺については、事務局と萩原

委員外議員で調整していただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

全ページ確認をいただいて御指摘がなければ、このように進めたいと思いますけれども、御指摘のあった箇所については、多少変更をさせていただいて進めたいと思いますが、ほかに全ページ大丈夫でしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、事務局においては、ただいまの意見のとおり進めていただければと思います。

議会だよりの編集、作成については以上となります。

議事の途中でございますけれども、吉田活世委員外議員がこの会議にオブザーバーとして出席していただいておりますけれども、遅刻をした理由について伺いたいと思います。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 大変申し訳ございませんでした。私がメールを見落としまして、時間が9時半から9時に変更になったのを認識していなかったのが理由です。大変申し訳ございません。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も同様に、時間を見落とししてしまったということになりましたので、おわび申し上げます。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前 9時21分 休憩）

再開します。（午前 9時25分 再開）

鎌田委員、また吉田活世委員外議員におかれましては、今後このようなことがないように注意くださいますようお願いいたします。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてを議題とします。

前回、7月5日の議会運営委員会において、次回の議会報告会は令和5年度決算審査の概要報告及び意見交換会を行うこととし、日程は11月9日、土曜日か11月10日、日曜日の午前10時から12時に全員協議会室等で開催することを決定したところです。

まず、日程について会派での検討をお願いしておりましたので、御意見を伺います。

公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派では、9日、10日どちらでも大丈夫なんですけれども、皆さんが集まりやすい時間帯ということで、9日か10日の午前中、10時から11時半という、どちらでも大丈夫です。

○吉田武司委員長 やさしい未来へ歩む会、松永委員。

○松永靖恵委員 先日、11月9日、土曜日、11月10日、日曜日ということで議会運営委員会で御意見が出たんですが、実は、広報わこうのところで事前に11月9日、土曜日、10日が和光市

民まつりのサンアゼリアのステージ発表というのが両方入っておりまして、その点を踏まえて、私たちの会派としては、再度その辺を皆さんもう一度検討していただいたほうがいいんじゃないかというような意見となりました。

○吉田武司委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 うちのほうは、11月9日、土曜日の午前中ということならば、やりやすいんじゃないかと。前回申し上げましたけれども、市民まつりは、メインはありますけれども、従来からほぼ1週間やっているということで、文化団体等の発表と少し午前中の部、重なる点がありますけれども、日程的になれば9日で致し方ないのかなということで、日曜日だと、いずれにしろ、9、10、いろいろな文化団体の発表がサンアゼリア小ホール、大ホールでありますので、その辺重なるので残念ですけれども、やるならば9日ということです。

また、ほかの日程というような話が出ていますので、その辺協議して、また改めて決め直すならば持ち帰って確認させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派としましては、11月9日、土曜日を希望したいと思います。ほかの日程を提示される場合につきましては、私と同じ会派の方とも協議が必要かなと思いますので、持ち帰らせていただければありがたいです。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としては、11月9日、土曜日がいいということです。今、市民まつりのいろいろな発表と重なるというところで、再検討というお話もありましたけれども、再検討するのであれば、再検討するのもいいとは思いますが、一応緑風会としては9日を希望いたします。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

今、9日でほとんどまとまるというところなんですけれども、再検討というところで、やさしい未来へ歩む会、また、新しい風・希望から話が出ましたけれども、これ前回のときに9日か10日に決めてしまったんですけれども、再検討についていかがいたしましょうか。御意見よろしくお願いします。

やさしい未来へ歩む会、松永委員。

○松永靖恵委員 大変申し訳ございません。先日、議会運営委員会終了後に、要はこの広報の読む原稿として頂いたものなんですが、どうしても今回議会報告会にお越しになる方が、大体皆さん御高齢の方が多いため、9日も10日もそういう方が小ホールや大ホールに出向くというところもございまして、できれば、日程を再度検討していただきたいという、あくまでも意見です。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 その9日、10日のスケジュールというか、その内容は、午前も午後もあるん

ですか。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 9日、土曜日が10時半から15時、大ホール、10日が午前中、11時から16時半が大ホールで、13時半から15時半が小ホールとなっております。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 9日、土日がいいんじゃないかというお話をさせていただいたのは、私がアンケート結果を見ると、そういう希望が多いということで、そこから端を発して、では、11月であれば9日、10日になるのではないかということで、前回お決めいただきました。議論を遡るような形になりまして申し訳なかったんですが、市民まつりの皆さんの発表がかなり重なっているということが分かりまして、もう一度考え直したほうがいいのかもしれないということで、今回そういったお話をさせていただくこととなりました。

前回の議会報告会、体験会等も本会議でしたけれども、この日は、土日・祝日というアンケートの結果のと通りの時間帯で実施ができましたので、日程の折り合いがつかないという状況にありますので、アンケート結果にとらわれず、平日に開催ということももう一度視野に入れて考え直していただいたほうがいいのかなと思ひまして、議論が遡ってしまつて大変申し訳なかったんですが、いま一度、市民まつりの発表とかなり重なってしまっているという部分、それから平日開催という可能性も含めて協議をしていただければありがたいなと思っております。お手数をおかけして申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 前回の議運での9日か10日というのは、そこで決定したという前提として、市民まつりがそこに当たっていたかどうかという確認がないままにされたものという認識を持っているんですけれども、もし、9日か10日ということでやるのであれば、前回の反省も生かして、しっかりと市民まつりの実行委員会とも調整した上で、議会もそこと同じタイミングでやりますという話を今のタイミングからしておかないと、また同じ話になるので、そこを含めた協議をしていただければと思います。

○吉田武司委員長 今、皆様から御意見をいただきましたけれども、11月9日、10日と決めたときに、11月9日から市民まつりが始まりますというのは、そのときに皆さんに確認をしていると思います。メインが次の週の16日、17日になるということも確認をいただいたかなと思いますけれども、今、皆さんからそのような御意見をいただきましたので、日程を変更するのであれば、また再度、会派に持ち帰って検討していただければと思いますけれども、いかがいたしましょうか。

新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 前回決めるときにも、9日、10日は市民まつりの発表はありますということは確認して決めたこと記憶しております。先ほどの10時半、11時というのは、開場のほうですか、開演。いずれにしろ、少しは重なるということもありますし、そういう市民まつりと重なると

ということで、変更を検討するならば、日程はいつというような案を持って、そこまで協議したほうがいいのではないかなと思いますが、もし9日以降にするとすると、もう16日は無理ですし、そうすると、その前倒しにすることによってやるということになるのかなと思いますが、その辺の確認だけでもできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 日程変更するには、市民まつりが9日から17日、そうすると3連休の後の5日、6日、7日、8日か、11月18日、19日、20日、もう21日には議会の告示になってしまいますので、その日にちのどれかというところになるのかなと思いますが、10月については、21日、22日が文教の視察があるので10月の後半になるのかなと思うのですが、これ再検討するかどうかについて、取りあえず協議いただければと思います。

松永委員。

○松永靖恵委員 この9日と10日は、議長公務は大丈夫でしょうか。

○吉田武司委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 11月9日、10日の公務でございますが、今のところはいっていない状況となっております。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前 9時39分 休憩）

再開します。（午前 9時44分 再開）

皆さんから日程変更についての御意見等もありましたけれども、これについていかがでしょうか。

松永委員。

○松永靖恵委員 皆様、大変失礼いたしました。私ども、やさしい未来へ歩む会から9日か10日を変更して協議していただけないだろうかという御提案をさせていただきましたが、やはりこの時期はイベントも重なる時期でもございますので、皆さんの御意見の多かった11月9日の土曜日、会派としては提案をさせていただきたいと思います。

また、議長からも御意見ありましたとおり、しっかりと市民まつりの実行委員の方々には議会報告をしますというお伝えだけはしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 今の内容でということであるならば、事務局で最初に向こうの所管と事前に話をしておいてもらうということで、その辺の下打合せをきちんとやっておいてもらえればと思うので、よろしくお願いします。

○吉田武司委員長 それでは、今、御意見をいただきましたけれども、日程については11月9日、土曜日とすることに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、事務局については、市民まつり実行委員会と議会報告会を開催する旨の協議をしてい

ただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、意見交換会のテーマについてです。

前回の会議では、テーマを決めたほうがいいという意見がありましたが、テーマを決めるかどうか、また、テーマを決めるとしたら何にするか、御意見のある方はお願いいたします。

松永委員。

○松永靖恵委員 テーマを決めないという議会報告会もございましたが、今回は、私どもの会派としては、総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会2つの委員会でそれぞれテーマを決めて2グループに分かれて意見交換するのがいいのかなと思っております。例えばなんですが、総務環境常任委員会であれば防災・防犯、あと道路のことだとか、また文教厚生でしたら、教育施策とか健康づくり、障害・高齢者福祉というようなテーマを上げて皆さんと意見交換するのが、市民の方も入りやすいのかなと考えております。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、テーマを決めたほうがいいということで、今、松永委員からお話がありましたけれども、各委員会でテーマを分けるというのもいいと思うんですけれども、今回のテーマは公共交通について、自動運転また市内循環バス等について意見交換ができればなというふうに思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私どもとしても、テーマを決めたほうがいいというふうに考えておりました。ただ、テーマについては、どういった内容をやるかというのは、そのトピックによるのかなと思ってまして、公共交通でもいいと思いますし、市民の関心があるテーマをここで決めればいいのかと思っております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 テーマを決めたほうが絞りやすいということで話はしましたが、具体的なテーマについてとなると、ちょっと案は出たんですけれども、例えば福祉をやられている団体の代表なり関係の方に集まっていただいて話を聞くとか、ただ、こういったことをやる場合も相手の日程もあるので、その辺をどう考えるかというようなこともありましたけれども、テーマを決めること、できたら話しやすい内容を考えていくということで、具体的にはまとまっておりません。

ただ、委員会ごとということならば、今お話しいただいたんで、それぞれの委員会で話をもらって、それでまた内容によっては政策的なテーマ課題にしていくということもあるのかなと話を聞いていて思いました。

ただ、うちのほうはテーマを決めるということと、具体的なテーマについては、いろいろな活動をされている団体の方から話を伺うというのもあるのかなというところまでです。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私たち公明党でも、テーマは決めて意見交換会を行ったほうがいいということで、2つか3つに人数によって分かれるのがいいかなと思いますので、それぞれのグループでテーマを分けて行えたらと思います。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会として先ほど説明不足だったんですけれども、前々回のときにテーマを決めずに意見交換会をするというところで、人数が多いときに3グループに分けてやろうという話がありました。しかし、人数が少なく1グループでやったというところで、やはりテーマを決めてしっかりと周知して、関心ある方に来ていただいて意見交換をすることが大事だということで、緑風会は公共交通を挙げさせていただきました。

今、各委員会に分けた場合、人数が少なかった場合どうするかしっかりと計画をしていかなければと思いますので、緑風会としては、今の意見です。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

松永委員。

○松永靖恵委員 先ほど菅原委員がおっしゃっていた、例えばテーマを決めるのであれば、それに関わっている団体の方、やはり当事者の方々の声を聞くというのが一番いいかと思います。それによって、今後、私たちの委員会の視察先というテーマも決まってくるのではないかと思います。

また、公共交通というのももちろんいいんですが、今回どれだけ人数が集まるかによって、結構大人数の中でやると、なかなか本音が話せないという部分がありましたので、小グループ、委員会であれば9人、8人という形で話しやすい場というのもありますし、例えば今回、委員会ごととなれば、もう視察がちょうど終わっているの、何かそれを生かしたテーマにしていけるものもあるのかなと、今思いつきましたので意見とさせていただきます。

○吉田武司委員長 今、テーマについて様々な意見がございましたけれども、各委員会でテーマを決めて意見交換会を行う。また、その中には今回視察に行った内容を基に意見交換を行うテーマにするかというところもあるかと思います。そして、2つの委員会で各意見交換会をやる、それか、1つにしてテーマを決めてやる、また、人数が少ないときにはどうするかというところも、その場でどういうふうにしようかというところまで考えておかなければいけないかなと思いますので、このことについては、いま一度、会派に持ち帰って協議して、次回決定したいと思いますが、テーマについてはそのような形でよろしいでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 もしテーマをどのような形で今後決めていくとしたら、告知するポスターにもそれが出ると、それによって来る人も考えが変わってくるかなとも思いますので、理想的には1個に絞るよりは、第1候補、第2候補、第3候補ぐらいまで決めておいて、希望で分かれ

たりとか、いろいろ形があると思うんですけども、2つに分けるとか、その方向性も含めて会派に持ち帰って、具体的に次回決められたらと思います。

○吉田武司委員長 それでは、意見交換会のテーマについては、次回改めて協議して決定したいと思いますので、本日出た意見を各会派に持ち帰り御検討くださいますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

議会報告会については以上となります。

次に進みます。

特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてを議題とします。

まず初めに、一人会派の取扱いについてです。

本件については、6月13日と7月5日の議会運営委員会において議論してきたところですが、結論に至らず、本日改めて協議することとしております。

まず、鎌田委員から質問のありました近隣3市の状況について事務局から報告願います。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 それでは、鎌田委員から御質問がありました、7月5日の件、この議会運営委員会、代表者会議、議会だより編集委員会、編集委員会はうちにはございませんが、その編集についての規定の有無と一人会派の出席について、朝霞市、志木市、新座市の状況を報告いたしたいと思います。

まず、議会運営委員会につきましては、朝霞市は、申合せ事項で規定しております。一人会派の方たちは、そこに出席をしております。志木市は、申合せ事項等に規定はございません。開催日時も通知はしていないため、出席はしていないそうです。ただ、傍聴にはお越しいただいているということでした。新座市は、申合せ事項で規定しています。出席はしているとのことでした。

続きまして、代表者会議につきましては、朝霞市が申合せ事項で規定して出席はしています。志木市は会議規則で会派代表者会議の構成員を規定しまして、議会運営委員会と同じように傍聴として出席をしているそうです。新座市につきましては、こちらも会議規則で党・会派代表者会議の構成員として規定をしております。新座市の場合は、皆さん会派に属しているということでした。

続きまして、議会だより編集委員会、編集についてですね、こちら朝霞市は、議会だより編集委員会の内規で規定してまして、ここには出席をしているということでした。志木市につきましては、会議規則で議会だより編集委員会の構成員を規定してまして、こちらも同じように傍聴として出席をしているそうです。新座市につきましては、編集委員会はなく、議会運営委員会の中で協議してまして、特に規定はないそうです。出席はしているそうです。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時00分 休憩）

再開します。（午前10時10分 再開）

本日は、議会運営委員会や会派代表者会議の出席の取扱い、議会だよりの編集メンバーをどうするか、一人会派名の表記についてなど、会派に持ち帰り検討をお願いしておりましたので、各会派の御意見をお願いいたします。

公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派としましては、一人会派は、会派というものについてそもそも2人以上という観点も思っておりまして、議会運営委員会への参加はしないでもいいと思います。

一人会派の表記についても、無所属という形で会派名、政党ということであれば、そこに表記ということでもいいと思います。

議会だよりのほうは、その一人会派ということの規定というか、その辺を決めた上で、だよりはだよりで編成してもいいのかなと思っております。

○吉田武司委員長 やさしい未来へ歩む会、松永委員。

○松永靖恵委員 やさしい未来へ歩む会としましては、まず、先ほどから一人会派の取扱いというような、一人会派という言葉が、先週、事務局から定義としてやはり2人以上というところがございしますので、会派という言葉はもう使わずに、皆さん、そこを共有されて、例えば無会派とか会派に属していない方とか、そういうことで統一するべきかと思っております。また議運に関しても、また代表者会議、それからだよりに関しても、例えば委員長が許可すれば出席、発言も委員長が許可すればできるというような方向性で進んでいけばいいのかなと思っております。

○吉田武司委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 2人以上を会派と先例であるので2人ということで、1人の場合は会派に属しないというような名称でも構わないと考えます。

それから、それ以降の議運に出るか出ないか、仮に出ない、議会運営委員会、今でも正規のメンバーではないわけで、委員外議員として出席する権利もあるし、発言を求めるということもできるというのは会議規則にあるとおりであります。その辺、従来の関係と今回の議論をきちんとまとめて明文化しないと、今、話が出ているように代表者会議の扱い、これ代表者会議は下打合せの面も含めているので、全議員に関するようなことも出てくるわけで、これについてきちんと考えた上で決める、規定するなら規定すると。だよりの編集についても、含めて議論しておく必要があると思います。今回の議会改革の議論は、現任期ではなくて次期任期からということにするのかどうか。でないと、今現在、議会改革はオブザーバーも含めてスタートしているので、途中でルールを変えるというのは想定し得ないことなので、次期任期からということではないかと考えます。

そのほか細かい話になりますけれども、仮に一人会派、会派に属しない方は、招集しないと、以前は事務連絡としていたので、きちんと事務連絡という方法を取るのか、できたらその話も付随して今出てきているので、その辺も含めて明文化して規定しておいたほうがいいと思います。でないと、今でも申合せがありますけれども、なし崩しの扱いを受けているというふう

な印象を受けますので、きちんと明文化して、議員の構成が次期改選後が変わったとしても、明文化しておくことは必要かなと考えます。

○吉田武司委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、一人会派の取扱いというところで、便宜上、今、一人会派というような名称で呼ばれていますが、正式に言うと、会派に属さないとか無会派、無所属というような表記のほうよろしいのではないかなと思っております。

現状の運用としては、本来であれば2人以上で会派結成届を出して、それで会派名をつけるという運用になっている一方で、例えば1人になった場合に、会派変更届がうまく出されているのかどうか、そこら辺が曖昧になっているところかなと思っております。なので、その会派というのが、今、先例で2人以上をもって会派とするというふうになっているところの運用を、まずはしっかりと決めていく必要があると捉えています。

一方で、例えば議会運営委員会だったり、会派代表者会議、また議会だよりの編集メンバー等については、様々その具体的内容においてその出席を必要とする場合だったり、もしくは出なくてもよいとお考えの方もいらっしゃるのかなと思っておりますので、そこは切り分けて考える必要があると思っております。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としても、前回の議運で報告しましたがけれども、一人会派については、議運や会派代表者会議については参加しなくてもいいと思っております。また、参加したい場合は、委員長に申入れ、また委員長、議長に申し入れて許可をしてもらい、そして出席をしていただくというところで、あと議会だよりの編集メンバーについては、議会運営委員会で今まで編集というのをやっていますので、そのまま継続してやっていただいて、あとはオブザーバーとして議運また会派代表者会議同様に、参加したい場合は委員長等に申し入れて許可をもらって参加をするということでもいいのかなというところです。

また、一人会派の表記については、今、表記しないところが結構増えているので無所属という表記でもいいのかなという、緑風会としての意見となります。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 1点確認なんですけれども、先ほど事務局で近隣3市について教えていただいたんですけれども、新座市について再度確認なんです、新座市の場合は、一人会派というものがないということで、必ず何か会派に属するというふうになっているのか、それとも今たまたま一人会派というものがないのか、たしか私がほかの新座市の議員に聞いたときに、何か必ず会派に属するとか聞いたような気がするんですけれども、その辺のことを伺いできますでしょうか。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 実際、新座市で何かに規定されているというところまでは調べていないんですけれども、現在は会派に属していない議員はいないということで回答をいただいております。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 ただいまのところですが、これは京都市のある都市の例なんですけれども、会派の定義として、同じ政策を持つ議員の集団を指すものであるというふうに規定されています。また、ほかのところにも、これは地方議会運営事典、こちらのほうに会派はどのようなものであるかという規定の中に、議会内に結成された議員の同志的集合体のことをいうので、会派に属するかどうか、また会派を組むかというのが、議員が持っている権利の一つになると思いますので、必ず属さなければいけないというものではないですし、1人の会派が出るというのは、至極当然なことだと私は認識しております。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 ちょっと事例の紹介ということで参考にさせていただければと思うんですけれども、会派というのは2人以上の交渉団体ということで、議員のまとまりとしてその代表がほかの会派と交渉するということで成り立っているものです。朝霞市の例で私が実際に聞いた話としては、1人の、要するに会派に属さない議員に関しては発言権が著しく制限されてしまうというのが実際あるので、それを防ぐために、思想信条は合わないけれども、便宜上、2人で会派を組んで、ただ、その代わり会派としての採決の結果を丸にするかバツにするかということも含めて、そこはもう拘束しないということをお互いに確認した上で、2人で会派を組んで実際にその会派として代表を出すという形を取っている、そういう例も実際にありますので、会派制度を取っている以上は、交渉団体として存在するためには2人以上で組むというところを考えていただければいいのかなという事例を紹介させていただきます。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 少し話が変わりますけれども、この和光市の議会内を見てみますと、政党名を会派名としているところも見受けられ、全く問題ないと思うんですが、表記をするとき会派に属していないからといって無所属とするのは、これでは不公平感が出ると私は思います。また、民主主義という観点からとつても、市民のある程度の集団を率いてこちらに押し上げていただいている市民の代表として来られている方は、その名前を掲げる権利を持っていると考えます。

○吉田武司委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 ちょっと提案して皆さんに考えていただきたいと思います。

1つは、この議運のメンバーになれるのは会派の代表ということですよ。それで、それから一人会派がなくなれば、本当であれば1、2、3が5人になるわけなんですけれども、今、8人のうちやさしい未来へ歩む会は、議長に副議長に議運、3人全員がなっているわけです。

〔「議長は属していない」という声あり〕

属していない。けれども、この場で発言ができるわけですから、そこに私ら一人会派の者が入らなければ、いろいろな議論がもっと多様にならない。もし私と3名が出なければいろいろな意見が出てこなくなる。だから、この議長、副議長、議運、3人全員がいるわけです。緑風会が1人ですね。そうすると議会の運営上のバランスが欠けるんじゃないかなと。やはり議会はスムーズに、また多くの議員の声を聞いて、その中から一番いいものを選んで、多数決だけで決めるべきではないと私は思っているんです。そういう面で、私は、個人的に和光・まちづくり市民の会は、これ政治団体として登録しているわけです。仮につけているんじゃないですね。それに落ちて待っているわけ、相棒が落選したから1人にはなったわけですが、やはり少数の会派の名前というのも、先ほど吉田委員外議員が言ったように、そこには一つの考えを持っているわけです。それを無所属だとか無党派となると、やはり何か主権が侵されたような気がしますので、その辺、少数会派の人の意見をも尊重した議運にしていきたいと私は思っています。意見です。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 皆さんから御意見いただいた中で、まず前提となる場を整理したいと思うんですけれども、今現状だと、和光市議会では2人以上を交渉団体として会派とするという先例、ルールにのっとって今皆さんここに立たれているのかなと思います。そこは共通した認識で議論しなければいけないかなと思っています。その考え方でいうと、やはり1人で会派というのは存在し得ないというのが今の和光市議会の現状かと思っていますので、まず、その部分、会派が1人になった場合どうするのか、そういったところの会派の定義をしっかりと改めて皆さんで確認するということがまず1つ目の論点として大事なかなと思っています。

その上で、議会運営委員会だったり会派代表者会議、様々そういった会議について、それをどういうふうに運用していくかというのは、また1つ先の議論だと思いますので、今先例で規定されている会派というところをしっかりと皆さんで確認していくことがまず先にすべきことかなと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 今の意見に賛同します。2人以上を交渉団体とすると、そのときにもう一度会派というものの取扱いで、ここでまず共通認識として持ちたいのは、会派とは、同じ政策を持つ議員の集団を指すものであると、まずここをしっかりと押さえないと、先の議論ができないなと思いました。便宜上、発言権を抑えられてしまうから、会派を組んでいるところもあると言いましたが、それは運用上行っていることであり、もともとの根本的なこと、政治はどのようにやるべきなのか、民主主義はどのように担保するべきなのか、そういった理念ががっさりと落ちて、現実に向かうためだけに便宜的にやっているものです。それをやはり許してしまっただけではいけないと思うんです。そうしたら、会議を開いている意味自体がなくなってしまう。だから、鎌田委員がおっしゃられたように、確かに2人以上を会派とする、これはまず一つみんなで認識して持つことと、同じ政策を持つ議員同士が集まっているものと

いうことをもう一度ここに強調したいと思います。

○吉田武司委員長 少しここでまとめていきたいと思うんですけれども、会派というのは、2人以上をもって会派とするというところの認識でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、会派は、2人以上をもって会派とするという認識を持っていただいて、それを踏まえて、一人会派の取扱いについてですけれども、まず1つ目は、議会運営委員会や会派代表者会議への出席の取扱い、ここについて……

〔「議論の進め方で、全部一気にやりました」という声あり〕

やらない、1個ずつ。取りあえず、そここのところの出席の取扱いについてなんですけれども、一人会派はオブザーバーというところから出てくるんで、議会運営委員会、会派代表者会議の出席の取扱いについてまとめていきたいんですけれども。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 もう一回、例えば2人以上を会派とすると今改めて確認したわけなんですけれども、では、今現状で一人会派という呼び名、これはまず会派ではないということになりましたから、そこはまずこの会議をもって変えなければいけないと思っております。

議会事務局にお伺いしたいんですけれども、例えば表記の段階で朝霞市や志木市、新座市において、要は会派名の表記だったり、そういったところは今現状は1人の場合はされているのか、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 前回、前々回に議員名簿のほうを配らせていただきましたが、その中で朝霞市につきましては、党派と会派を分けております。見る限りですけれども、会派のところには一応党名はあっても無所属という表記になっております。新座市の場合は、これは所属政党しか書いていないので、この中だけではちょっと分からない状況です。志木市につきましては、こちら名簿のほうに会派と政党という欄がありまして……

〔「質問が違います」という声あり〕

すみません。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私からも確認させていただいたんですが、さっきおっしゃったのは、議員名簿の表記の仕方であると、それは前回、前々回お話しした際に住所の要件のところとかで議論された部分かなと思っています。

私が質問したかったところは、所属の会派の表記というところですね。今、朝霞市を見たところ、あさか未来については総務常任委員会と教育環境委員会に誰が所属しているか記載されていたり、会派に入っていない方は無所属と表記されています。そういうような形で基本的には会派の表記というのをベースに考えていくべきかなと。今はその議員名簿のお話ですね。そうではなくて、会派の表記というのがどうなっているか、そこは確認されていますか。

朝霞市は、全部、会派名と所属議員が書いてあります。会派に入っていない人は全部無所属。志木市議会の会派も、同様に。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今ホームページを確認しているところなんですけれども、常任委員会とかの名簿の表記に会派名が記載されているというような御質問でしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 朝霞市議会を例に取りますと、委員会会派名簿というものがございまして、委員会の名簿と会派の名簿それぞれあるんですが、会派の名簿については、例えば、あさか未来、進政会、公明党、立憲・歩みの会という形で、会派を取っている方にはそういうふうな形で書いています。一方、会派に入っていない、会派を結成していない方は無所属という表記になっているということです。

今、一人会派と便宜上なっていた、例えば改革会とかは、そういった様々な名称は基本的には会派を結成していないときには使用することが難しいというふうに捉えるのが当然かなと思うんですけれども、これ、ちょっと私の意見も入ってしまうんですが。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 今、一人会派というのは、2人以上いないから会派ではないと。それは納得できるんですけれども、例えば、先にお話ししたいことがあるので、少し予備知識としてまたここでお話ししますが、会派と政党というのは混同されることがしばしばあるが、これは同じではない。これはもう分かると思うんですね。だから、会派の機能は院内に限られるのに対して、政党は一定の政治活動を行う社会的存在です。このように定義されています。表記に関して、なぜ会派名を表記しなければならないのか、その点納得いく御説明をいただきたいと思うんです。市民の会を引き連れていらっしゃる方が、市民の会を出したりとか、政党に所属している人間が政党の名前を出したりとか、例えば鎌田委員のところは政党名を会派名としてつなげて使っていらっしゃると思うんです。なので、1人1人議員は対等な立場であり、意見を言える権利を持っていると思いますので、殊さら表記を会派名にしなければいけないというのは筋が通らないと私は思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私の名前も出たので、今、私としては、議員への説明会等でもありましたとおり、例えば政務活動費等で政党活動は行えないというふうに出ているかと思います。ですので、会派名を記載するときに会派として発行しているという形で、例えば私だったら国民民主党は1人しかいないので、国民民主党と名のすることは難しいので、なので一緒に組んでしっかりとそういったところをつくっていかうというところでありました。ですので、私としては、例えば政党活動というのはこの和光市議会に関するレポートとかでは一切行っていません。何かのレポートを出すときには、国民民主党・日本維新の会として会派として発行している形になりますので、そこは理解が異なるかなと思います。

今回、あくまでも和光市議会の規則等を見ていきますと、皆さんがやられている政党活動と会派の活動というのは分けて考えるのが自然かなと思います。

○吉田武司委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今、朝霞市を見た場合に、例えば立憲民主党に入っているけれども、立憲・歩みの会とか2つのせています。やはり市民に分かりやすい、議員名簿は別につくったほうがいいと思います。例えば、今、彼の場合だと国民民主党とか2つ書いています。公明党の場合は、両方等も公明党となっている。あとは、無所属と2つ書いてある。無所属の人は、田辺議員は無所属となっている。だから、和光市の議員名簿も一人会派だったら無所属、会派としては無所属であってもいいけれども、議員名簿というのは別途つくって、そこには所属政党等に入っている人は書く。そうしないと、市民に誤解を与えるし。

考慮していただきたいということです。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 ちょっと話をもう一回整理したいんですけども、今話しているのは会派の話であって、政党の名前云々の話とは関係ないんです。これは、最低の一番下のベースの話として理解していただきたいのは、例えば公明党であれば、会派名、公明党、党派、公明党とありますけれども、会派名の公明党というのは、公明党という名前だけなんです。党派はといったときに、初めて公明党なんです。その会派、公明党というのは、表記としては同じだけれども、この国政政党としての公明党という会派ではない、名前として捉えていただきたいんですけども、その部分をしっかり理解していただいて、議運のメンバーは、交渉団体として来ていただけますよという話をしているので、その会派に属する議員だけが、その会派の議運のメンバーになれるという話をしているだけ。

ほかの議会を見ると、会派に所属していない人は総括質疑ができないとか、そういう縛りもあったりするところもあります。だけれども、和光市議会においては、この議会運営委員会と会派代表者会議というものに関しては、会派というものを前提に話をしているので、会派に属していなければ、当然そこに出席する権利はないですよと。ただ、配慮として、今までオブザーバーと呼んでいたという、そういうのが慣例としてやっているというところですので、その理解をまずは共通として持っていただきたいなと思います。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 もう一度言いたいと思います。

会派と政党は混同されることがしばしばありますが、両者の決定的な違いは、会派の機能が院内に限られているのに対し、政党は一定の政治活動を行う社会的な存在であること、また、それゆえにその構成員が議員に限られていないという点に言えます。これは非常に重要なことで、これをまず理解していただかないと話が先に進まないかなと思います。

また、オブザーバー参加については、会議規則の第117条に規定されるとおりに、こちらに参加しておりますので、これは会議規則で議員に与えられている権限ですので、その点も併せ

てお伝えいたします。失礼いたしました。権限という言葉が間違っていたのかもしれませんが、これは規定されているものですので。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今、和光市議会のホームページを見ますと、党会派という形でホームページに記載されているんですね。最後は議長は会派に属せずという形になっていますと。これを見る限りおかしいなと思うのが、まず会派名のところに、会派でない人の会派名が記載されています。和光まちづくり市民の会、改革会、日本共産党というのは会派名としては1人しかいないので、まず前提として会派ではないところが、運用がなし崩し的に行われているという、先ほど確認したとおり、ここは異なっている点かなと思いますので、そこをまず前提として進めていければいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 それでしたら、会派名と党派名とそれから和光・まちづくり市民の会は、赤松議員、政治団体として届出をされているんですよね。そうしましたら、また別枠を設けていただいて、3枠設けて記載するというのはいかがですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 3枠設けるという御意見はあるかもしれないですけども、今現状で会派名が記載されている。1人のところであっても会派名が記載されているというのは、先ほど確認したとおり、2人以上が会派ですから、1人の会派というのはまずあり得ないですね。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 議員というのは、対等に1票を持っており、市民に押し上げられてここに意見を言うために来ている、そういう人間ですから、様々な政治団体であったり会派であったり党名であったりといったものをしっかりと出して市民にお知らせしていくというのは、非常に重要なことだと思っています。市民にお知らせするとき、なぜ会派名にそんなに執着するのかと、そこにきちんとした根拠があるのかどうか。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 お話がちょっといろいろ本当にばらばらになってしまっていて、今すべき話が進まなくなってきたかなと思っております。今、会派名をなぜ市民の皆さんにお知らせしなければいけないのかというようなお話だったかなと思うんですが、確かに採決結果などでも、全部会派名。でも、どなたがどういう会派をどなたと組んでいるのかというのは、市民の皆さんはやっぱり知りたい情報だという判断の下で、こういった形で会派名は出されているのかなと私は認識してきております。やっぱりそういう話を市民の方とすることも多いのかなというのをちょっと振り返ると感じるわけですね。ですので、会派名だけに固執しているわけ、そして、この名簿について会派名のところに一人会派の方の今現在の会派名も入っているというふうに認識をしておりました。

今日すべき議論を前に進めていただければなとも思っております。お願いいたします。

○吉田武司委員長 今、様々な御意見をいただいておりますが、2人以上を会派とするということで、皆さん御了承いただきました。そして、会派名の表示についてどうしようかというところなんですけれども、いろいろな議論、御意見がありまして、会派名は無所属でいいのかなというところがあって、今度は政党名というところで、私の緑風会は会派名、緑風会で、政党は無所属になるのかなと思っております。

そのような表示というところで、ほかの議会も多いのかなと感じているところなんですけれども、いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 今、委員長からお話ありましたけれども、なし崩し的に一人会派の名称を使ってきたということではないということを御理解いただきたい。ここまでくるのに、いろいろな議員がいて、いろいろな議論を行ってきたと、その中で2人を会派として届け出ると、1人についても名称を含めて届けて構わないという扱いでやってきたと、運用でやってきたということがあります。なし崩し的ではないので御理解をいただきたいと思います。

それから、議会だよりの最終ページの賛否の態度についても、何回も議論をして、現在の編集になっています。これを載せることによって、ほかの伝えたい情報が載せられなくなるんじゃないかとか、いろいろな議論を何回も経て現状の形になったということでもあります。その際にも議論で出ていたのは、その議員の態度を明らかにしてほしいという要望もありましたし、こちら側でもお知らせしようということで現状の体裁になっている、この点も御理解をいただきたいと思います。その際、会派名云々とありましたけれども、その辺については、会派を組んでいるからということで、そういう並びになったのかなという気もいたします。

もう一つ、前にも言いましたけれども、和光市議会の場合は極力1人の議員にも発言、正規のメンバーではないけれども、発言の機会は極力持とうということで行ってきたと。今日は、2人以上をもって会派とするということは確認できたのかなと思いますが、そこから先、名称の在り方云々については、きちんと議論してかつ明文で規定をしていったほうが、また後々解釈が違ふようなことがないようにするために必要なのかなと考えております。

過去の議論でも、議員の構成が変わった場合のことも含めて、きちんと続くような形で議論してきたということがありますので、その点も踏まえて協議を進めていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 話を前に進めるということを皆様意識していただきたいなと思っております。これまでの経緯というのはもちろん大事ですし、これまでこうしてきたという話は、当然皆さんが共通認識として持った上で話をするのは当然なんですけれども、今回何でこの話が出てきたかという、この前、私が議長に就任する前、議会運営委員長のときに、会派に属さない議員の皆様の中で、このままでいいのかという事象が実際に発生したので、委員長としてそれに対して見直したほうがいいという判断をしたので、皆様に話を振ったところをもう一回確認し

ていただきたいと思っています。

その上で、その発言を制限するとか、そういう話ではなくて、あくまでも会派として2人以上とすると断言しているのであれば、1人会派、そこに名前がついていること自体そもそも不自然ですよという話。それは今新しく出てきた議論ではありますが、そういう当然の話をまず皆様に確認していただかないと、2人以上を会派とするけれども、会派に属しない人の会派名はどうしますかと、もう日本語としておかしいわけですよ。その認識をしっかりとっていただきたい。そうしないと前に進まないし、議長としても議会の運営に関しても真つ当なことができないし、議運の委員長も困ると思います。

なので皆様、その点常識的な判断をもって議論を進めていただきたいということを強く申入れさせていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 3月定例会で市長とコミュニケーションを取りたいと、対話を重視したいと、そういう意見がたくさん出たと私は覚えております。ところが、今、会派を組まないのであれば意見も言わなくていいと。

〔「それは言っていないです、それは言っていないです」という声あり〕

でも、私にはオブザーバーとして参加しなくても結構ですと、傍聴人になってくださいということは……。

でも、人によっては言っている方がいるんですね、議運にもう出なくて結構です。これは対話に対する拒否と取られても致し方ないと思います。議会での態度と実生活での議会運営における態度にこれだけの温度差が出ているというのは、もういつか説明を皆さんの前でしていただかないと、今、僕はそういう意見は持っていないというふうにおっしゃった方もいたので、大変安心いたしました。つまり議会での態度とこういった場での態度が一致しているわけですね。一致させるべきだと思いますよ。

今回、このメンツを見ても、やさしい未来へ歩む会の会派全員が出席している状況となっています。最大会派である緑風会ですら1人で参加ということになっているのに、それでですね、オブザーバー、一人会派の人をオブザーバーとしても呼びたくない。

〔「そんなこと今言っていないじゃないですか」という声あり〕

この不平等さをどう解消していくのか、それともこれをなし崩し的に許していくのか、1会派がですよ、丸々出ているんですよ、この中で。公平公正な立場で出ていると言っているけれども、私は、随分会派色が出た意見が今出ているなと感じています。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員に申し上げますけれども、議長とオブザーバーの副議長と3名の方に出席をいただいているというところで、あとはやさしい未来へ歩む会がたまたま3名というところですが、1人の方は委員として出席をいただいているというところと、今までオブザーバーの方は出席しなくていいとは誰も言っていないと思っております。

〔「議運のときに……」という声あり〕

議運のときに……

〔「何人か出て……」という声あり〕

安保議長。

○安保友博議長 今事実と違うことが出ましたので、再度確認します。

私が議運の委員長としてこの話をしたときに、出なくていいということは言っておりません。あくまでも、先ほど吉田活世議員が引き合いに出されました会議規則の件ですけれども、あれは委員会として意見を聞く必要があるときには出席を求めて意見を聞くことができるという規定になっている、ただ、それだけのことです。それに対して、これまではオブザーバーと呼んでいますということがあって、出席義務を課していたけれども、その出席義務を課することについて今回問題が生じたので、こちらとして強制的にオブザーブの皆様に来ていただくのは心苦しいという話を最初に申し上げたはずです。なお、それに加えて、オブザーブの皆様が自分は殊さら意見を言いたいので委員会にオブザーバーとして参加したいという申出があれば、委員会としてそれは許可することもやぶさかではないという話を私は最初から言っております。ですので、オブザーバーと呼ぶ必要がないというのは、意見を聞く必要がないという話とは全く議論の前提が違うので、そこについては確認をさせていただきます。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 ここ、私、先ほど皆さんが会議を始められたときに、意見、議運に一人会派、一人会派というのはちょっと便宜的に使わせてもらいますけれども、一人会派を加えるかどうかというところで、公明党は議運に参加しなくてもよいとおっしゃっていませんでしたか。やさしい未来へ歩む会も、議運に参加する必要があるとおっしゃいませんでしたか。すみません、もう一度お願いします、認識が間違ったようなので。何とおっしゃったんですか。もう一度、意見をお願いします。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 やさしい未来へ歩む会、再度お話しさせていただきます。

まず、最初から言いますね。会派というのは2人以上で構成されているので、一人会派というその言葉自身はもうなくしていくこと、認識していくということ。また議運に関しても、また会派代表者会議、それから議会だよりの編集委員に関しましては、会派に属さない方々は委員長に許可をもらってオブザーバーとして参加する。また、発言に関しても、委員長の発言許可があれば発言ができる。そういうような意見を申したまでです。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 先ほどから吉田活世議員が、まるで何か民主主義とか、あと権利を侵しているように言われているので、どういうふうに発言したらいいのか、とても言葉を選んでしまうんですけれども、発言は各議員がそれぞれ持っているわけで、全員協議会の場合ですとか、この議会運営委員会に関しては、どのようにしていくかというところを皆さんが意見を出し合っ

ている中で、会派に属さない方は、志木市の例のように、私は参加しなくてもいいという会派としての意見は言いましたけれども、それをまるで何か民主主義として抑えているとかというふうに発言されることに関してとても遺憾に思いますけれども、その辺もちょっと整理して発言していただきたいと思うんですけれども。

〔「すみません、休憩してもらっていいですか」という声あり〕

これまで萩原議員ですとか赤松議員ですとか、この会議に参加しなくてもいいということとかも聞いてきましたし、その中でこの議会運営委員会というものも、私たち公明党としても2人の意見を聞いて、微妙に意見が違う中、それぞれの会派でここに意見をまとめて来ているわけです。ですので、逆に言うと、1人で先ほどからの言葉で言うと一人会派の、意見をそこまで自由に発言されているというところで、何かすごく抑えられているというふうに言われるのはちょっと違うかなと。私たち公明党は、あと2人の議員はここには出て来ていないわけです。会派としての意見を整理して発言していますので、その辺、しっかり捉えていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 先ほど赤松議員と吉田活世議員のほうから出ました。当初、安保議長、それから小嶋副議長、松永と3人で会派を組みました。議長になられた瞬間、安保議長はもうすぐにお部屋も出られて、会派に属さないという形で、書類上でもきちんと会派を抜けております。今、会派やさしい未来へ歩む会は2人であって、その中に副議長がいるということで、私が今参加している。不公平じゃないかというような御意見がございましたが、それはもう全く不公平ではないと私は思っております。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 補足させていただきますと、このような状況は今までもございました。副議長でオブザーバーで出ていて、しかしながら、会派でもきちんと会派長が議運に出ていて2人が出席しているという状況は今までもございましたので、その点も認識いただければと思います。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 分かりました。

それで、議運に参加しなくてもよいということは、公明党は変わらないと思うんです、議運に参加しなくていいと言っているわけですから。これは、オブザーバーとしても参加しなくてよいという意見だと私は取りました。やさしい未来へ歩む会は、参加したい場合は、その権利を認めるとおっしゃっていると理解しました。これでよろしいですか。

民主主義のことに言われて大変遺憾だということで、気分を害されたようなので、それは本当に申し訳なく思います。ただ、3人ここに一人会派がおりますが、その意見を聞く機会というのを削ってもよい、参加しなくてもよいと言ったということは、やはり私は対話やコミュニケーションに対する熱意というものをあまり感じない、それは変わらないです。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 じゃ、参加しなくてもいいというのはどういうふうに言えばよかったんですか。オブザーバーとしてではなくて、意見を述べたいときはということで、それはいいと思います。まずは、この場にということを決めなくてはいけなかったもので、そのように意見を言いましたけれども、申出があるときとか、それはもちろん参加されていいと思いますので。間違っていたら訂正させていただきます。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としても、先ほど一人会派は議運に参加しなくてもいいと思いますと発言をさせていただきました。しかし、参加したい場合は、委員長に申し入れて許可をもらって参加をする、緑風会としてはそういうふうに先ほど報告をさせていただきました。

また、ほかの会派の方も、今と同様な意見だったかなと緑風会としては理解をしているところです。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 オブザーバーに意見を聞いていただいて、ありがとうございます。

議会運営委員会、この編集の最後のところに、委員長、吉田武司と名前、全員名前書いてますね。その下に、オブザーバー、小嶋副議長、赤松祐造、萩原圭一、吉田活世。私、この下に、オブザーバーは委員長の許可を得て発言ができます。ただし、採決には加わりませんと書けばいいんじゃないですか。オブザーバーというのは採決には加わらないでしょう。

それと、前議会運営委員長、お互いにミスマッチで誤解してたかも分からないけれども、前事務局長のときに議会運営委員会と私がどうしても出席しなければいけない会が10時からでバッティングしたんですよ。議運に前半だけ出席して、後で早退できるんでしょうかねと事務局に問合せはしたんです。「それは大丈夫でしょう、議運の委員長に申し出て早退されたらどうですか」というアドバイスを受けたんです。それで離席したわけです。だけれども、書類は書いてくれとも何も言われなかったから、10時に早退させてもらったんです。何も、この議運を軽く見て離席したわけではないんです。今さら弁解してもしようがないですが、その場で離席したわけではないです。1週間か10日前に連絡を取っていたんです。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 そこら辺も事実の誤認があるので、はっきりと申し上げたいと思いますけれども、責任者は事務局長ではないんですよ。議運の責任者は議運の委員長なんですよ。当時、私が委員長でしたけれども、私はその話を聞いておりません。なおかつ、議運がまだ続いているにもかかわらず、用事があるからといって突然いなくなって、私はその話を聞いてもいなかったし、許可もしておりません。それが事実です。その上で、責任者の私は聞いていないということがあるんですけれども、ただ、先ほど吉田活世議員からもありましたけれども、オブザ

ーブというのは、委員長の命令で呼んでいるわけですよ。でも、その命令をすること自体がそもそも規定とは違いますので、必要があるんだったら呼びますよ、呼ぶことができますよという規定になっているにもかかわらず、毎回強制的に呼んでいて、出席の義務を課していることが委員長の私としては大変心苦しかったという、そういう意味です。

なので、出なくていいというのは、出てきて発言をしなくていいという、そういう意味ではなくて、委員会として、殊さら委員でもないオブザーブの皆さんに出席義務を課してまで出て来いということはもうしなくてよいのではないかと、ただし、意見が言いたいのであれば、それは委員長に申出をしてオブザーブとして参加させてくれという場合には、委員長がそれを許可するかしないかは委員長判断ですけれども、でも、その上で発言を求めればいいのではないのですかという話を最初からしております。なので、その言論を封じているとか、民主主義に反しているとか、そういう話は全く関係ない話なので、その点はいま一度話のベースとして理解していただきたい、そう考えておりますので、これは議長としてではなく、前議運の委員長として、当時どう考えていたかということを申し述べさせていただきました。

○吉田武司委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今言ったのは、私はそのときのことだけのことで、その前議運の委員長は、その先々のことを考えていろいろ動かれたんでしょうけれども、そのときに関しては、私はもう連絡が行っていると思っているから、すみませんと言って出て行っただけです。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前１１時１０分 休憩）

再開します。（午前１１時２９分 再開）

それでは、少しずつ皆さんの意見をいただいたんですけれども、議会運営委員会及び会派代表者会議への出席についてまとめていきたいと思います。皆さんの御意見をお願いいたします。伊藤委員。

○伊藤妙子委員 先ほども申し上げたとおりですけれども、やさしい未来へ歩む会と同じように、オブザーバーとして参加したいという場合は、それを取り入れてもいいということで、会派に属さない方、会派代表者の参加のみで議会運営委員会、会派代表者会議を運営していくということでいいと思います。

○吉田武司委員長 先ほどからいろいろな御意見をいただきましたけれども、議会運営委員会また会派代表者会議への出席については、一人会派の方の参加については、委員長また会派代表者会議については議長に出席を申し入れて、許可をもらって参加ということで、出席については、委員会としては求めないんですけれども、オブザーバーとして参加したい方は、委員長及び議長に申入れをして許可をもらって参加をするという意見だったと思うんですけれども。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私の認識としましては、傍聴で来られて意見をしたいという場合に、許可を得て行えるというような発言もあったかと思いますので、もしなければ、オブザーバーという形で今運用されている規定はないところかなと思いますので、意見が言いたいというときは、

発言したい旨を申し入れて委員会が発言を許可するというふうにすればいいと思います。

〔「傍聴席に出るんですか」という声あり〕

○吉田武司委員長 今回は、議会運営委員会へのオブザーバーの参加をどうするのかという取扱いについてなので、委員会等、そのことについては、また後ほど協議するようになるかなと思うんですけども、この議会運営委員会についての出席をどうするかというところなんで、このことについては、議会運営委員会からは一人会派の方には出席を求めないということと、あと、オブザーバーの方が出席をしたいというところは、委員長に申入れをして委員長が許可をして、出席ができるというところで皆さんの意見があったかなと思っています。

それで、議員は委員会の傍聴ができるので、そのときに発言を求められたときにどうするかと、今回は無所属、無会派の方たちの取扱いをどうしようということですけども。

菅原委員。

○菅原満委員 いや、あくまでも委員外議員は、傍聴は自由にできて、かつ第2項で委員外議員は発言をたしか求めることだったか、それは委員会で決めるとなっているんで、来るのはいかようにでも来られると、傍聴もできると、当然。その点について改めてちゃんと確認をしておかないと。

それから、もし仮に第1項の出席を求めないという招集じゃない場合は、たしか記憶で申し訳ないですが、過去はやるからということで事務連絡で連絡が来ていたと、ちょっと記憶が曖昧ですけども、急遽時間や日程が変更される場合があるので、その場合は今でもメール等で連絡していますけれども、事務連絡をすることは必要かなと考えています。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前11時35分 休憩）

再開します。（午前11時39分 再開）

議会運営委員会への一人会派の出席について、無会派の方には、意見があるときには許可を得て出席して意見を述べていただくというところで、今まとまりかけているのかなと思いますけれども、今後、議会運営委員会や会派代表者会議の出席については、一人会派は参加というか、こちらから出席を求めないということと、あとは、1人の無会派の方は参加、出席したい場合は、委員長及び議長に申入れをして許可をしていただいて出席をするということ、あと、委員会は、議員は、誰でも傍聴はできるということになっていますので、そのときに意見を述べたいときには、委員長に出席の許可を求め、そして委員会で出席の判断を決定して出席をしていただいて、意見を述べていただくというところで、今、意見が一致したかと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

菅原委員。

○菅原満委員 その委員長に出席の許可を求めるというのは、根拠は。それとも新たにつくるということですか。

〔何事か言う人あり〕

○吉田武司委員長 委員外議員の発言については、第117条、委員会は、審査または審査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し会議への出席を求めて説明または意見をいただくということになりますので、これは今後、議会運営委員会がいつ開かれるかというところは、各議員にも出席の案内をして、そこで判断をしていただいて、その方の判断で出席、あとは傍聴しているときに意見を述べたいときは、先ほど申し上げたとおりでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「通知を必要とするかどうか聞いたほうがいい」という声あり〕

失礼しました。今、通知をするという、全議員に通知をすると言いましたけれども、本来であれば、議会運営委員会の委員だけに通知をして、通知をするタイミングでホームページにこういう会議がなされますと出ますので、本来であれば各議員は、その通知、ホームページを確認していただいて、今も傍聴とかそういうのはしていただいていると思いますので、そのようにしていきたいと思いますが、また、皆さんの意見から細かくもっと通知をしたほうがいいというふうになれば、また改めて検討したいと思いますが、いかがでしょうか。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 オブザーバーには連絡が来ないんだけど、議会事務局へ出席させてくださいという連絡をするんですね。全員集まることが分かっているならば、資料等の準備も事務局の負担になるので、その辺はどうするのか。

○吉田武司委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 もし出席する可能性があるのであれば、必ず通知が欲しいと思います。今、資料のことも出ましたが、この会議というのは議員のみでやっているのではなく、事務局の支えがあって開催できている。なので、事務局の仕様がしやすいように、そして私たち議員がきちんと議会活動をしていけるように、議会運営委員会というのは、そもそも議員のスムーズな議会運営のためにやっているはずですから、その点を踏み間違ってしまうてはいけないと思うんですね。非常に重要な指摘が出ましたし、あと開催通知の件は必ずメールでしていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 開催通知については、委員には何日何時からやりますと通知はしますが、あとは議会運営委員会が開催されますというホームページと同じ内容の通知しかできないと考えています。こちらから委員外議員に出席を求めないので、通知というのがまた変わります。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 インターネットへの公表というのはタイムラグが発生しますし、スケジュールの調整等もありますので、必要か否かということをそちらが判断というのは、私はおかしいと思います。委員外議員にもきちんとこの日程、集まる日というのを教えていただかないと、参加したいと思ったときにできないということも起こってくると思うんですね。ですから、今までどおり、メールでの通知をお願いしたいと思います。

○吉田武司委員長 今後、そうなった場合には、関心のある方は、多分この議会運営委員会に傍聴に来られるかと思います。そして、最後に次の議会運営委員会の日程等を報告をしますので、早めに情報がほしいという方は、ぜひ傍聴していただければと思っています。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 今日のように突然時間帯が変わったりとかすると、結局、鎌田委員もそうですし、私もそうですし、遅れたりとかする場合も、ちゃんとメールは見るようにしているけれども、こういう事態が起こってくるんですよね。傍聴はもちろん積極的にやっていきたいと思いますが、メールでの通知もぜひお願いしたいと思います。報告・連絡・相談というのは、組織が機能していく上で非常に重要なもので、過度に強要してしまっただけいけないけれども、最低限度やっていくべきものだと。例えばインターネットから情報を取れであるとか、必ず傍聴に来いみたいな感じになってしまっただけいけないと思うんですね。メールでの通知は必ず必要だと思います。

○吉田武司委員長 今回のことについては、議会運営委員会、前回からの持ち越しもかなりありまして、何とか今回この協議事項を終わらせたいということで、議長と相談をして30分早めさせていただきました。細かい通知ができなくて、大変申し訳ございませんでした。今日も、午後から水循環センターの説明会があるので、今回も持ち越しとなってしまいます。そして、先ほど吉田活世委員外議員から御指摘があった通知に関して、事務局に負担をかけるということも言われましたので、そういうところも事務局等と検討させていただきます。メール配信についても事務局に負担をかけない程度に考えていきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 メール送信は、現代人にとって負担の一つにはならないと思います。ただ、急に議員が出席してコピーを取らなくてはならないとか、資料をそろえなければいけないというのは、それは負担になると思うので、そちらを話し合っていきたいと思います。

○吉田武司委員長 御意見は承っていますので、検討させていただきたいと思います。

それでは、次に、だよりの編集メンバーについてなんですけれども、これは次にいたしまして、その前に、一人会派名の表記についてどうするか御協議をいただいて、各会派から先ほど御意見をいただきました。その中で、表記は会派名ではなく、無所属、会派に属さずという表記がいいという御意見がございましたけれども、これについて本日決めていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

先ほど皆さんからの意見では、表記については無会派という御意見が多かったかなと思いますが、表記については無会派ということによろしいでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今現状では、議長は会派に属さずという表記になっているかと思いますが、この会派に属さずというところに、今現状で会派に属していない議員、いわゆる一人会派と言

われる議員も追加するという形が、混同が少ないかなと思いますが、いかがでしょうか。

いわゆる参議院だとそのような形で、会派に属さない議員としてまとめている状況になります。無所属という形にすると、いわゆる党に所属していない議員のように見えてしまうので、そうではなくて、あくまでも会派に属していないと表記することが誤解を生まないのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 それというのは、もちろん議員名簿もそうなんですが、議員控室の表記に関してもそういう形で統一するという考えでよろしいですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 全て会派に属さずとする形のほうがよろしいのではないかなと思ってはいます。ただ、そこは、会派に属さずだと問題があるようであったら、また議論が必要なのかなと思います。原則としては会派に属さずという表記にするのがよろしいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今、副委員長が話しているけれども、何か話が決まっているような感じがしてしょうがないのね。やはり発言は皆さん、どうでしょうかという形で持っていかないとこれは会議ではないですよ。通達のような感じを議論しているという感じでね。議員間討議らしく、進めていただきたいと思います。議長をお願いします。

○吉田武司委員長 今の鎌田委員の発言については、どうでしょうかという表現だったかと認識しております。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 今、国会の話が出ましたが、今、私たちがいるのは地方議会であり、地方自治法の中で規定されているものについて話しているので、国会の話を出すのはちょっとおかしいかなと。国会法に基づいてやっているはずなので、その違いというのを認識していただきたいということと、国会の場合は党派が違ってても会派を結成するということがあります。でも、そうですね、鎌田委員のところはちょうどそうになっているかと思うんですけども、やはり会派というのは同じ志を持つ議員同士の集まりなので、まずそのところをきちんと認識した上でこのお話を進めていただきたい。2点目はそこですね。まずは、統括している法律が違ふところの話をしているというのを認識してほしいというのと、会派の認識としては、私が2番目に言ったことをきちんと認識していただきたいなと思います。

表記については、会派名のところにももちろん2人以上とするわけですから、無会派とするのは妥当だと考えますが、議員を紹介する際に、会派名のみで紹介しなければならないという規則は今ないと認識しております。先ほど事務局にも問い合わせましたら、特に決まりはないと言っていました。なので、市民団体の集まりを率いている者、党派に属している者、党派ではないですね、政党に属している者とありますので、それは議員同士は対等な立場だという大前提に戻っていただいて、その全てにおいて表記の権利があるということを確認していただきたい

いと思います。

○吉田武司委員長 今協議しているところは、和光市議会の中についての表記だと思っています。外のいろいろな街頭活動とかは、国政政党の看板でやっていただいてもいいのかなと私は認識しているところで、今はこの和光市議会の中の会派別所属議員の名簿の会派名のところと市議会だよりの星取表のところの一人会派の名称の表記をどうするか協議をさせていただいているので、会派別所属議員名簿のところは、会派に属さずでそこが1枠できて、そこに今の一人会派の方が3人並んで、あとは議長がそこにも入るのかなというふうに、この名簿の枠組もそういうふうに変わっていくのかなと思っているところです。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 議長と同じ扱いというのは、私はおかしいかなと思います。それでしたら、政党派別の名簿も作っていただき、次には政治団体として届出をしている団体別の名簿も作っていただくと、この必要性が出てくるかなと思います。もし、それがばかばかしいというのであれば、今と同じように会派名で表記しなければならないというルールがないので、会派名、政党名そして政治活動をしているという届出をしている団体の名称で記載するべきだと思います。

○吉田武司委員長 先ほどからこの件についても議論をいただいているんですけども、会派名の表記について、2人以上を会派とするというところで皆さん認識をいただきました。そして、この名簿について会派名のところに一人会派の現在の会派名が入っているところで、ここが会派に属せずという表記になるかと思います。そして、先ほどこの1枠にしてと発言をしてしまいましたけれども、そこには議長は載せなくて、現状どおり議長（安保友博）は会派に属せずという表記になるかと思います。

そして、この議会だよりの賛否のところには、会派に属せずという表記をしていくという意見が先ほどから多く出ていたかと思いますので、そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 1人の方は、会派に属せずでいくということ、無所属とかではなくてということ。

○吉田武司委員長 表記について、会派に属せずというのは、議長は今そのように表記しているので、統一してもいいと先ほど意見もございましたけれども、無会派という表記も考えられるかなと思いますが、この表記について御意見ございますでしょうか。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 会派は2人以上です所以無会派で、または会派に属せずでもいいと思いますが、それぞれ先ほども申し上げましたとおり、届出がきちんとされている場合は団体名、政党に属している場合は政党名を表記していただきたいと思います。

○吉田武司委員長 今は市議会の会派の名簿等と市議会だよりの表記だけを検討させていただ

いています。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 事務局に確認いたします。会派名で表記しなければいけないという規則があるのかなのか、お答えください。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 会派名、それを分けずとか、そういうのはないですけども、これまで慣例で分けてやってきたので、申し訳ないですけども、このぐらいしか今は言えない状況です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 名簿のこと、議会広報のこと、それぞれ全部一遍にやろうとすると、また絡まってくると思うので、議会広報は、議会広報発行基準を去年確認しているので、そこを改めて確認するという事で、議会として外への名簿、議員紹介に当たっては、会派を組んでいるところは会派名、会派を組んでいないところは会派に属せず、または無会派で、会派についての説明は、和光市議会は2人以上を会派としておりますという注釈をつけるということです。

○吉田武司委員長 今御意見をいただきました会派の表記については、無会派か会派に属せずというところで1回整理したいと思いますので、無会派のほうがいいか、会派に属せずがいいか、御意見をお願いいたします。

公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 どちらかというと、無会派という言葉が自然かなと思います。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 やさしい未来へ歩む会も、無会派がよろしいかと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 私どもは、属せずあるいは無会派、どちらでもということです。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私もどちらでもよろしいかと思ひますし、御意見が多いほうでいいかなと思ひます。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、無会派、そして議長は会派に属せずという表記でいいかなと思ひます。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、皆さんから御意見をいただきました。無会派という表記が多いかと思ひますので、会派名のところは無会派という表記でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

本日は、まだ議事が残されていますが、午後も資源循環組合の水処理の視察がありますので、この程度にとどめ、次回の議運に持ち越しさせていただければと思います。

それで、大事なところが1個あるので、事務局のほうから研修会についての報告だけお願いいたします。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 令和6年度の議員研修会のD E T研修、日時が決定しましたので御報告いたします。

日程につきましては、令和7年1月22日、水曜日、時間は午後2時から4時で、場所は全員協議会室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 議長から報告があります。

安保議長。

○安保友博議長 全員協議会を8月29日、木曜日、9月定例会初日の本会議終了後、全員協議会室で行いますので御出席願います。

案件は、朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）です。よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 ただいまの件については、各議員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

その他、委員の皆様から何かございますか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 少しだけお時間をいただければと思います。

先日お伝えさせていただいていた和光市犯罪被害者等支援条例（案）につきまして、今、パブリックコメント等の案内がなされているんですけれども、執行部との協議の中で延期という形でホームページに記載させていただくこととなりました。御報告させていただきます。

今後、何か動きがありましたら、改めて御案内差し上げたいと思います。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 再三にはなるんですけれども、本日、会派の件が決まったということもありますが、会派に属さないお三方に関しましては、速やかに会派室の移動をしていただきたということと、パソコンルームを全議員に向けて開放していただきたということを申入れをさせていただきます。私も、議長に就任して早々に会派室を離脱しまして、引っ越しは既に終わっておりますので、その旨も申し添えておきたいと思います。

○吉田武司委員長 私から1点ございます。

議会改革について、このままいくとなかなか進まないということもありますので、今、議会運営委員会がこのようにかなりタイトなことがあったりして延びていますので、議会改革については改めて議会改革議運を皆さんの予定に合わせて月に1回ないし2回開催をして、それだけの会議にしていきたいと思います。その辺につきましては、議長また委員長に一任願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 2024年5月24日、大津市で保護司の男性が自宅で面接中に殺害されるという事件が起きました。続いて、2022年1月、これはふじみ野市で医師が患者の家を訪問中に射殺されています。私は、つい先日のことなんですけれども、議会の開会中に生活相談を受けました。プライバシーの関係がありますので、詳しいことは申し上げられないですが、付き添って来られた男性と、これは幸いにしても電話の中だったんですけれども、途中から非常に激高されて5分間にわたってがなれるということが起こりました。非常に怖い経験だったんです。生活保護の申請でしたので、もちろん私もその重要性というのを認めて、その申請の獲得のために動いていたんですけれども、このような事態になってしまい、すぐ党の上に連絡を取って、自分の落ち度や態度や対応について助言を求め3名ほどと話しましたが、重大な落ち度というのは洗い出せなかった。最近、不特定多数の人が、人に会わなくてはならない、ちょっと首をかしげられているんですけれども、そういった職業において職務の遂行中に恨みを買ってしまったのかよく分からないんですけれども、危害を加えられるという事態が起きています。私たち議員も例外ではないと思っています。そういった点で、会派室についてですが、私は移動するつもりで準備は進めていたんです。ただ、同じ会派ではない人間を3人同じ部屋に入れるということなので、生活相談を受けるとなったときに、自宅にその方を呼ぶというのは、今回の議会中に起きた、その激高されてがなれ続けたあの状況を見て、今後はちょっと厳しいなと思いました。そういう点で、一人会派の議員の安全を確保する、そういう観点で一度話し合っていたいただきたいなと思います。すぐには移動しかねる。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 ちょっと論点が違うので、もう一度確認ですけれども、面談に関しては今の話とは関係ないんですけれども、一応議長から申し上げさせていただきますと、面談に関しては議員控室という手もあるんですけれども、相談ブースが3つあります。また、応接室に関しても、空いているときは自由に使って構いませんので、それは事務局に言った上で応接室を使っていたかのようにお願いします。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 私も、会派に属さない期間が4年間ございましたが、そのときは一緒の部屋にいらっしゃる方に、その時間使っていいかということ、また、女性議員、吉田活世議員も私と同じく女性議員で、男性と2人きりになるというのは非常に危ない状況ですので、ぜひ相談は御自宅ではなく、控室もしくは応接室、控室は閉めないほうが私はいいかと思います。

○吉田武司委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 私も会派に属せずの期間が長かったです。そのときには、属さない人たち、3人、4人、5人と同じ控室に入っておりましたが、これはお互いに融通を利かせながら、そういったことで相談を受けるときにはちょっと使いますということで使わせてもらう、こういったことは実は会派を組んでいても行われるわけですね。1人の議員のところに誰かが来ると

きに、もう一人、２人と同じ会派の人の控室を使うわけですので、ちょっと使うよとか、そういったやり取りをすれば済むのかなと思いますし、今、議長からもありましたけれども、応接室それから相談ブースもございますので、皆さんの目が届くようなところで安全を確保していただくほうがいいのかなと思いました。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 やはり先ほどと同じような内容になりますが、そういう場合は、事務局にこういう話をこの場でやるという情報を伝えておくと、安全面でも大丈夫かと思います。以前、私も家の前で待ち伏せされていたこともありましたが、そのときは警察にも相談をしていたので、そういうことは事前に相談をしておくと身の安全を確保できるかと思います。

○吉田武司委員長 皆さんの御意見ありがとうございました。

吉田活世委員外議員については、いろいろなことがあるかと思いますが、ぜひお気をつけていろいろな相談等をしていただいて、議員控室については、３人でこの時間は私が使いたいと調整はできることだと思いますし、そういう案件がもしあるのであれば、ぜひ面談コーナーのところの３つのブースを使っていたほうがいいのかなと思います。

ほかになれば、これで終わりにさせていただきたいと思います。

以上で本日の議事は全て終了しました。本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 ０時１５分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司